

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和8年4月23日(木) 参・法務委

こやり 隆史 議員(自民)

問 法曹人口は全体として増加傾向にあるが、弁護士が増える中で判事補が増加していないことや弁護士の地域偏在は早期に是正すべき課題であると考えている。法務省としての取組内容とその決意について、法務大臣に問う。

- 判事補の採用を含め、司法を担う裁判所の人的体制が適切に確保されることは、法の支配の観点からも重要であると考えている。
- また、地域の実情に応じ、法曹が地方においても適切に確保され、あらゆる<sup>かた</sup>方が必要な法的支援を受けられることも同様に重要であると考えている。

しかしながら、近年、複数の地方の弁護士会において、弁護士の新規登録がなかったり、登録があっても1名であったりする、という状況が続いているものと承知している。



- そこで、法務省としては、こうした現状を踏まえつつ、引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会その他の関係機関団体と緊密に連携し、
- ・ 法曹の活動・ニーズ等についての実情の把握や法曹の仕事の魅力発信等、法曹人材の確保・充実に取り組むとともに、
  - ・ 司法<sup>かそ</sup>過疎対策を含む法テラスによる支援・体制等の充実強化を始め、国民の司法アクセスの向上のために必要な取組を着実に進めてまいりたい。

(参考1) 令和8年4月14日衆議院法務委員会における西村委員に対する平口法務大臣の答弁(未定稿)

- 平口法務大臣 裁判官は、我が国の司法における重要な地位や職責を担っておられます。司法を担う裁判所の人的体制が適切に確保されることは、法の支配の観

点からも重要であると考えております。

お尋ねの判事補の欠員の状況につきましては、裁判所による判事補の採用に関わる事項でありまして、司法権の独立に鑑み、法務大臣として見解を述べることは差し控えたいと思います。

裁判所においては、今後とも、司法における需要も勘案しつつ、裁判官にふさわしい人を採用し、裁判の運営に必要な体制を確保できるように努めていかれるものと考えております。

(参考2) 判事補の欠員状況等について

	定員	現在員	欠員
令和3年	897	715	182
令和4年	857	681	176
令和5年	842	676	166
令和6年	842	673	169
令和7年	842	660	182

(参考3) 弁護士会別年間弁護士登録者数(弁護士白書2025年版)

	登録者ゼロ	登録者1名
令和6年	14会	8会
令和5年	7会	6会
令和4年	7会	2会
令和3年	21会	13会
令和2年	7会	6会

※ 弁護士会は全52会

※ 登録者数には、新規登録者のほか、一度登録を取り消した後再登録した者を含む（登録換え数は含まない。）。

※ 令和4年は新規登録が2回あった年である。

※ 令和6年の登録者ゼロの弁護士会14会は、函館、釧路、山形県、岩手、秋田、青森県、茨城県、山梨県、和歌山、山口県、鳥取県、高知、愛媛、佐賀県であり、登録者1名の弁護士会8会は、栃木県、三重、岐阜県、富山県、奈良、島根県、香川県、沖縄である。

#### （参考4）法テラスにおける司法過疎対策業務

- 司法過疎地域（弁護士等がないこと等により、これらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域）に地域事務所を設置して常勤弁

護士を常駐させ、法律事務を幅広く取り扱わせている。法テラスにおける司法過疎地域事務所の設置数は、2025年3月31日時点で34か所である。

- 司法過疎地域に地域事務所を設置していない場合においても、電話・オンライン相談の活用等により、司法アクセスの確保を図っている。

(参考5) 法曹の仕事の魅力発信の取組

- 法曹が関わる様々な仕事を紹介するとともに関係機関・団体のウェブサイトのイベント情報や関連リンクを集約したポータルサイトを製作し、令和7年6月から公開している。
- 令和7年度の「我が国における法曹志望者数に関する調査報告書」では、地域偏在問題の現状を調査し、地方の弁護士の生の声を掲載しており、上記報告書は、上記ポータルサイトに掲載している。

【責任者：司法法制課 神渡課長 内線            携帯   】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和8年4月23日(木) 参・法務委

牧山 ひろえ 議員(立憲)

1 問 国民の司法アクセスを充実させるため、裁判官が非常駐の裁判所は常駐にしたり、裁判官1人あたりの事件数を減らすなどすべきと考えるが、法務大臣の所見を問う。

- 裁判官の常駐化や裁判官1人あたりの事件数の管理など裁判所の体制整備に関しては、裁判所において、適切に判断されるものと承知している。
- 法務省としても、裁判所関連の法律を所管する立場から、裁判所の対応状況等を注視しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けて、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 裁判官のてん補回数根拠

家庭裁判所出張所への裁判官のてん補回数は、最高裁判所規則である「下級裁判所事務処理規則」により、各家

庭裁判所の裁判官会議に基づいて決定される。

(参考2) 下級裁判所事務処理規則(昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号)

第6条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

②③ (略)

(参考3) 令和5年11月10日の衆・法務委員会における本村伸子君に対する小泉国務大臣の答弁

○小泉国務大臣 一般論として申し上げれば、司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制が構築されることは重要であると思います。

ただ、具体的にこれを実現するに当たっては、裁判所の人的な体制整備の在り方について、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況等を踏まえ、最高裁判所において必要な検討がされるべきものと考えております。

法務省としては、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応していきたいと思います。

(参考4) 令和7年4月10日参・法務委員会における福島みずほ君に対する小野寺真也最高裁総務局長の答弁

○小野寺最高裁判所長官代理者 (略) 裁判所といたしましては、全国津々浦々で均質な司法サービスが受けられるよう、これからも努力してまいります。また、必要な人員をきちんと確保をして、それぞれの庁において適切、迅速な裁判が行われるよう、人的な体制も含めて今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

【責任者：司法法制課 神渡課長 内線 ■■■■ 携帯 ■■■■■■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和8年4月23日(木) 参・法務委

牧山 ひろえ 議員(立憲)

2問 都市部の裁判官は給料が高く、地方の裁判官は給料が低いとの問題意識から、働き方改革として、1週間のうち、数日を地方で勤務し、残りを都市部で勤務するような柔軟な働き方ができないか、法務大臣の所見を問う。

○ お尋ねは、裁判所の運用に関わる事柄であり、裁判所において、適切に判断されるものと承知している。

○ 法務省としても、裁判所関連の法律を所管する立場から、その状況等を注視しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けて、適切に対応してまいります。

(参考1) 令和5年11月10日の衆・法務委員会における本村伸子君に対する小泉国務大臣の答弁

○小泉国務大臣 一般論として申し上げれば、司法権を

担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制が構築されることは重要であると思います。

ただ、具体的にこれを実現するに当たっては、裁判所の人的な体制整備の在り方について、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況等を踏まえ、最高裁判所において必要な検討がされるべきものと考えております。

法務省としては、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応していきたいと思います。

(参考2) 令和7年4月10日参・法務委員会における福島みずほ君に対する小野寺真也最高裁総務局長の答弁

○小野寺最高裁判所長官代理者 (略) 裁判所といたしましては、全国津々浦々で均質な司法サービスが受けられるよう、これからも努力してまいります。また、必要な人員をきちんと確保をして、それぞれの庁において適切、迅速な裁判が行われるよう、人的な体制も含めて今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

【責任者：司法法制課 神渡課長 内線            携帯           】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和8年4月23日(木) 参・法務委

牧山 ひろえ 議員(立憲)

4問 1600人の調査官では少ないとの声があるが、共同親権が始まることを踏まえて、更なる拡充をするべきではないか、法務大臣の所見を問う。

○ お尋ねは、裁判所の体制整備に関わる事柄であり、裁判所において、適切に判断されるものと承知している。

○ 法務省としても、裁判所関連の法律を所管する立場から、裁判所の対応状況等を注視しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けて、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 令和5年11月10日の衆・法務委員会における本村伸子君に対する小泉国務大臣の答弁

○小泉国務大臣 一般論として申し上げれば、司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するた

め、充実した人的体制が構築されることは重要であると思います。

ただ、具体的にこれを実現するに当たっては、裁判所の人的な体制整備の在り方について、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況等を踏まえ、最高裁判所において必要な検討がされるべきものと考えております。

法務省としては、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応していきたいと思います。

(参考2) 令和7年4月10日参・法務委員会における福島みずほ君に対する小野寺真也最高裁総務局長の答弁

○小野寺最高裁判所長官代理者 (略) 裁判所といたしましては、全国津々浦々で均質な司法サービスが受けられるよう、これからも努力してまいります。また、必要な人員をきちんと確保をして、それぞれの庁において適切、迅速な裁判が行われるよう、人的な体制も含めて今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

【責任者：司法法制課 神渡課長 内線            携帯                           】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和8年4月23日(木) 参・法務委

小林 さやか 議員(民主)

1 問 家庭裁判所の人的体制の強化について、法務大臣政務官の所見を問う。

- (一般論として、) 司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制が構築されることは重要であると認識している。
- もっとも、裁判所の人的な体制整備の在り方については、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況を踏まえ、まずは最高裁判所において必要な検討がされるべきものと考えている。
- 法務省としては、法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応してまいりたい。

(参考) 令和5年11月10日の衆・法務委員会における  
本村伸子君に対する小泉国務大臣の答弁

○小泉国務大臣 一般論として申し上げれば、司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制が構築されることは重要であると思います。

ただ、具体的にこれを実現するに当たっては、裁判所の人的な体制整備の在り方について、事件の動向等、裁判所を取り巻く様々な状況等を踏まえ、最高裁判所において必要な検討がされるべきものと考えております。

法務省としては、裁判所関連の法律を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、適切に対応していきたいと思います。

【責任者：司法法制課 神渡課長 内線            携帯                           】